

～新たに住宅を取得し、転入された方へ～ 定住支援住宅事業助成金について

陸前高田市では、市内への定住を促進し、地域経済の活性化を図るため、**陸前高田市へ移住された方の住宅建築費、購入費、改修費を支援します。**

【対象者】

平成23年3月11日から令和3年3月31日までの間に転入し、住宅を取得した者、その他世帯員又は転入前において世帯員であった者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 市内に住所を有し、本市に定住する意思があること。
- ② 取得した住宅の所有権割合が、世帯員全員で2分の1以上であること。
- ③ 新築又は中古住宅を購入した場合にあっては、世帯員の3親等以内の親族以外の者から購入していること。
- ④ 世帯員及び同居人全員が過去にこの要綱による助成を受けていないこと。

申請者、同一世帯員、同居人が次に該当する場合は対象となりません。

- ・本市で被災し、被災者生活再建支援金を受給した者
- ・被災関連定住支援事業補助金を受給した者
- ・賃借又は売却を目的として住宅を新築又は購入した者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

【対象経費】

- ① 新築住宅の建築費又は購入費
- ② 中古住宅の購入費
- ③ 中古住宅の購入に伴う改修工事費

【助成額】 経費の5分の1以内で、上限100万円

【交付方法】 商品券による

【この制度についての問合せ先】 陸前高田市 地域振興部 観光交流課

電話：0192-54-2111（内線422）／ FAX：0192-54-3888

【ホームページ】 <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/>

【税について】

確定申告において、住宅借入金等特別控除を受けられる方は、住宅の取得価額から当商品券の価額を差し引くことになります。

【確定申告についてのお問い合わせは大船渡税務署まで】

代表0192-26-3481 音声案内で2番を選択してください。